Hope 特集 JAPAN 私たちの

第1 災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会委員長 三木 秀夫

7月11日で、東日本大震災から4ヶ月が経過しました。先日発表された民間調査会社の調査によると、被災 沿岸部の被害甚大地域5000社の現地確認調査で、実質的に営業不能状態の企業が全体の4割を占めたとの ことでした。これはそれまで判明していた震災関連の倒産件数の約70倍にのぼる数値になります。被災地で の復興は遅々と進まず、また原発災害も終わりが見えずに、長期避難者の問題も更に深刻さを増しています。 前号での報告(6月10日頃まで)以降から7月10日頃までの当会での災害復興支援の状況を報告いたします。

1) 会館での面談・ 電話相談体制の件

7月以降の電話相談スキームおよび割当について検 討を行い、7月以降は、午後1時~午後4時の担当 で1人制とし、面談相談と電話相談を両方担当いた だくこととしました。なお、府下への避難者への情報 提供活動の進展で、相談も少し増えつつあります。

2) 署名活動

仙台弁護士会を中心とした全国の弁護士会で、被 災者が苦しんでいる既存債務から解放をする法律の 制定を呼びかけ署名運動を行っていることに連動 し、当会でも、会員に広く協力を呼びかけさせてい ただきました。また、7月5日午前8時30分から、 淀屋橋にて、街頭署名運動を行いました。

3) 府下避難者支援体制について

避難者情報支援チーム会議を設置して以下のよう な活動を行いました。

(1) 前号でも報告をしましたが、6月11日(土) に北摂(豊中、池田、箕面)の社会福祉協議会の 主催による箕面スパーガーデンでの被災者交流会 に、6月12日(日)には大阪市社会福祉協議会 の主催によるヒルトンホテル大阪での被災者交流 会に、当会会員が参加して、各種情報提供、無料 相談会や被災者との交流をしました。

(2) 6月23日(木)に大阪府危機管理室を訪問し 担当者と意見交換会を持ち、相互の協力関係を確 認しました。

(3) 7月5日(火)「避難者の声を聞く会」の件

避難者の大阪に来られた状況や現在の状況を理 解するために、当委員会にて、福島県からの原発 避難者2名(浪江町からの女性と、富岡町からの 男性)の方と、支援をされている大阪市社協の方 に来ていただいて、2時間ほど懇談をし、貴重な 情報を得ることができました。

(4) 市町村を通した大阪弁護士会ニュース等の配布

事務局より、各自治体に対して大阪弁護士会 ニュース等の情報セットを発送した後に、各委員 で各市町村の担当者に架電し、避難者の方々に配 布をして頂くよう、協力依頼をしました。

(5) 原子力災害被災者記録ノートについて

被災者ノートは、現在、福島県弁護士会が作成 したものを使用していましたが、大阪で必要な情 報が記載されていないため、大阪版に改訂する作 業を行いました。この大阪版も府下の避難者に配 布できるように工夫することにしました。

(6) 大阪弁護士会ニュース第3号の作成

第1号、第2号に続いて、第3号の編集を行い ました。福島県弁護士会が主催した被災者向けの 原発賠償説明会の情報を反映する方向です。

(7) HP・携帯サイト・コンテンツ等整備の件

大阪弁護士会のホームページ内の震災被災者向 けのサイトについて、避難者の方々がアクセスし やすいように工夫を行うことにし、鋭意、作業に 取り組みました。また、携帯サイトの拡充にも取 り組みました。

(8) 広域避難者支援ネットワーク立ち上げ

各地で県外避難者(遠隔地避難者)への支援に向けた関心が高まってきたことを受けて、全国の活動の情報の共有化、避難地における生活の安定と不安の除去、原発賠償請求についての支援等の活動を進めるため、当委員会の青木副委員長などの働きで、全国規模としての上記ネットワークが立ち上がりました。

4) 原発問題への対応について

(1) 福島県弁護士会での研修会参加

6月25日(土)、福島県下8カ所で、福島県弁 護士会が被災者に向けての原発賠償説明会が一斉 に行われました。本会からは島村美樹委員が参加 し、情報がフィードバックされました。

(2) 大阪府下避難者向け「原発事故損害賠償説明会」 の企画

8月1日(月)午後2時から、当会館で、被災者の方からのお話に続いて上記説明会、被災者ノートなどの情報提供、無料相談会を開催することにしました。

5) 研修

- (1) 原発関連の連続学習会として、7月2日(土)に、 公害対策・環境保全委員会が企画した「司法は原 発をどのように裁いてきたか」が、7月14日(木) に、人権擁護委員会が企画した「被災者の心的ト ラウマの理解とわたしたちの対応のあり方」(講 師:村上典子医師)が開催されました。
- (2) 8月20日(土)10時から16時30分まで、災 害復興支援に関する夏期研修として、東日本大震 災に関する各種法的問題点について、集中的な研

究会を開催することを予定して準備を始めました。これについては、委員会委員のみならず、関心を持つ会員にも広く参加を呼びかける予定です。ぜひ、参加をお願いいたします。

6) 座談会の開催

6月15日に、月刊大阪弁護士会の特集企画として、 座談会を開催しました。岩手県、宮城県等での法律 相談、当会館での法律相談に携わった方々に集まっ ていただき実施しました(今月号です)。

7) 広報活動

6月12日(日)にあった大阪市「つどい」について、6月11日放送のMBS「土曜日の人生相談」のコーナーで、当会から告知をお願いしました。浜村淳さんが「浜村節」で、様々な演出と脚色をつけて約2~3分を使って、当会の活動も含めてご紹介くださいました。

また、6月22日のNHK関西ラジオワイド・法律アラカルトでも、被災者からの法律相談の状況や概要について、放送していただきました。

8) ビブスの作成

出張相談等で担当者が着用するために、当会の名前が入ったビブスを作成いたしました。これは他の活動でも使用できるものと思います。

9) 近弁連としての取り組み

関西広域連合としての防災の取り組みに呼応して、避難者が多数居住する兵庫、京都、滋賀等の弁護士会との連携を強め、合同した取り組みや情報共有を行っていく必要性があります。このため、近畿弁護士会連合会として、協議会を設けることとなりました。



第2座談会



大阪弁護士会 副会長 増市 災害復興支援委員会 委員長 三木 秀夫 司 災害復興支援委員会 副委員長 髙 橋 災害復興支援委員会 副委員長 木口 充 災害復興支援委員会 副委員長 青木 佳史 災害復興支援委員会 委員 畑山 和幸 災害復興支援委員会 委員 島村 美樹 災害復興支援委員会委員 結 城 圭 一

副委員長(広報担当)の髙橋司 … たいと思います。 です。

本日の座談会のテーマは、震災 :: いさつをお願いします。 における法律相談です。岩手県、 増市 副会長の増市徹です。 宮城県等での法律相談、当会館で

司会(髙橋) 災害復興支援委員会 : まっていただき、総括的な話をし

では、最初に増市副会長からあ

の法律相談に携わった方々に集 に安心を与え、解決への指針を与 えるという点で意味があるのでは

えるというところにあります。た だ、今回の東日本大震災で行われ ている来館法律相談は、遠くから 避難してきている人を対象にした 今までにない相談です。岩手、宮 城に出向いての相談も、各担当者 にとっても貴重な経験でしたで しょうし、それが今後の活動の一 つの力になると思います。大阪市 「避難者の集い」など、被災者の もとへ出向いての相談もこれまで 行ったことがありません。そうい う経験をお話しいただくこと自体 価値があります。

岩手、宮城などへの出張相談は、 日弁連としても初経験です。複数 の弁護士会が一緒に組んで行く、 法律相談本来の機能は、相談者 これも今後の日弁連のあり方を考



ないか。大阪市の「集い」等への 関与といったことは全国の各単位 弁護士会で行われていますが、これを今後どう結集していくか、これは今後の大きな問題になると思います。そういう意味でも、今日のお話は非常に重要なものになると期待しています。現地に行ってないのは私だけで、非常に悔しい思いをしております。

司会 ずっと後方支援でしたね。 ありがとうございました。

では、自己紹介と、どのような相談にかかわったかをお願いします。

震災相談へのかかわり

三木 三木秀夫です。災害復興支援委員会委員長です。

委員会の活動や相談担当にご尽力、本当にありがとうございます。 また、会員の皆様も復興支援委員会の活動にご協力いただき、本当にありがとうございます。私自身は、岩手の出張相談に4月中旬に2日間行きました。

木口 災害復興支援委員会の副委員長の木口充です。

大阪弁護士会の来館相談と電話 相談を担当しました。急遽決まっ たことで、当初担当者の割り振り の問題があって、空いているとこ ろに私が入りました。本日は、そ の相談内容等をご説明させていた だきます。

青木 副委員長の青木佳史です。

私は、出身地が仙台市ということもあり、震災が起きてしばらくは、家族や親族・友人等の援助や、必要な支援物資を届けることな津久井進弁護士(兵庫県弁護士(兵庫県弁護士(兵庫県弁護士(兵庫県弁護士(兵庫県弁護士を登り、まず、大阪で感銘を受け、まず、大阪でできるとでは、大阪に来られている避難者の皆さんのために「集い」を企っために「集い」を発行したり、ニュースを発行したりということを始めています。

司会 青木さんは八面六臂の活躍 です。宮城のときも足の手配など で土地勘のある青木さんがいて助 かりました。

島村 島村美樹です。

私は、4月28日に陸前高田市 に法律相談に参りました。私は阪 神大震災のときは受験生で、何か したいと思いつつもできませんで した。今回大震災があり、岩手の 法律相談の募集がありましたので 応募し、選んでいただきました。

陸前高田市に行った日は、四十九日で、法律相談はあまり多くはありませんでしたが、現地で状況を見て、テレビに映っていない小さな避難所にも行くことができて、非常に勉強になりました。それを契機に災害復興支援委員会で、大阪に避難している方への情報提供や相談の準備もしています。 畑山 畑山和幸と申します。

私は、4月29日から5月1日の3日間、宮城県の南北を縦断する形で3カ所の避難所に相談に行きました。

私は、阪神・淡路大震災のときは、大阪で刑事裁判修習をしていました。修習の配属部にいた神戸の書記官の方が被災されて、10日ぐらい後に、私服のまま髭も剃らず、裁判所に報告に来られた姿が印象に残っています。その方は、神戸市内では、がれきのこことに木ぎれで作った墓標が立っていると話していました。被災地に行ってお手伝いしたかったのですが、修習中の自分に何ができるし間自答している間に時機を逸し



てしまいました。私にとってその ことが心残りで、このたびの呼び かけに直ぐに応募しました。

結城 4月29日から5月1日まで 宮城に行ってまいりました57期 の結城圭一です。

私は、東京で10年以上暮らし ていて東北にも友人知人がいる こともありまして、気になってい たところに出張相談の話があり、 自分も力になれそうと思い、応募 しました。

宮城では、3日間、3カ所を回 りました。現地はニュースで見て いたよりずっとインパクトがあ り、戻ってきてからも被災者の方 の生活を立て直すためにどうすれ ば力添えができるのか考えていま す。復興支援の施策が毎日目まぐ るしく変わるで、フォローも大変 ですが、今後も力になりたいと 思っています。

司会 ありがとうございました。 では、会館、岩手、宮城、その 他といったカテゴリーごとの報告 をお願いします。

会館での法律相談

木口 弁護士会館の来館相談を3 月28日から始め、4月5日に無 料電話相談も始めました。昨日(6 月14日)現在で、来館相談は15 件、電話相談 134 件です。来館相 談数は多くはありません。避難さ れて大阪になじみが薄く、弁護士 会館に足を運ぶのは難しいかと思 います。電話相談も、数は134件 ですが、最近はほとんどゼロの日 が続いていました。こと2~3日 は増えてきているようですが、多 分、先だっての大阪市の集いがテ レビやニュースで報道され、周知 されたのかなと思います。

私も被災地の現地相談に行きま したが、大阪でも、同種の相談が あります。相談の大きな特徴は原 発問題です。避難地区に派遣され 仕事をしていたが職を失ったので 東電に慰謝料等を請求できるか、 といった相談がありました。それ から、手付けを打ってマンション 購入契約をしたが液状化現象で建 物が沈下した、もう住みたくない

が売り主側からは補修できると契 約金残金を請求されているといっ た相談が寄せられました。

当初、広報ができておらず、私 が担当した初日は相談はなく、石 田法子先生に入っていただいた 日に最初の相談がありました。マ スコミ報道で府下に避難されて いる方にも認知され少しずつ増 えました。

電話でもいろいろな相談があり ますが、一番多いのは、行政支援 制度でした。義捐金や生活再建支 援金の金額や手続の相談が多かっ たようです。また、福島の方だっ たと思いますが、避難地区に指定 されていないが怖くて避難してき た、借家の家賃を払わないといけ ないのかといった相談がありまし た。ローン問題の相談も多く、住 宅ローンが残っているけれどもど うなるかといった相談です。関連 して、地震の保険で、保険会社に よって認定が違っており、少し離 れた地区は全壊認定だが、自分の ところは半壊認定で、どうにかな らないのかといった相談もありま す。また、相続相談もぽつぽつ出 てきています。

会館や電話での相談件数は少な くなりつつあるので、今後は、出向 いて行き自治体と協力して何かを しないといけない時期に来ている のかなという印象を持っています。 司会 この相談は、記者クラブに 発表して、新聞に書いてもらった んですね。

木口 電話相談は、仙台からも新 聞を見て電話をしたという相談が



ありました。全国版に載せていた !! だいたようです。仙台にも無料の 電話相談はあるけれども、なかな かつながらずこちらに電話した方 もいらっしゃいます。

司会 来館相談者は、関西地区に 避難されている方ですが、少し会 館は遠いでしょうかね。

木口 でしょうね。

三木 最初に来られた相談者の方 については、副会長として対応し ましたから、よく覚えています。 奥さんが実家の宮城に帰省中に被 災したという方で、ご自身は大阪 の方で、代理で相談に来られたの ですが、かなり悲惨な話でした。 新聞やテレビで知って、相談に行 かなあかんと思って来たと言って おられました。

司会 フリーダイヤルですから、 全国どこからでも無料ですが大阪 弁護士会を選んだ理由として、私 が聞いた中に、1人、阪神・淡路大 震災のことを言われました。

岩手での巡回相談

三木 岩手弁護士会が、電話相談 と常設相談所のほかに、4月1日 から避難所を回る巡回相談を始め ようとしたのですが、80名の会員 だけではとても手が回らないとい うことで、札幌・函館方面、近隣 の青森・秋田、そして伊丹空港か らの便があるということで、兵庫・ 大阪に協力の依頼がありました。

実際のスタートは4月11日で、 チーム構成は1日当たり8名、2 チーム程度に分かれ、2台の車で、 8名中2名が運転する岩手弁護士 会の方、他の6名を先ほどのチー ムで回すので、大阪からは毎日1 名出してほしいということでした。 「出します」と、まず約束をし、早 く名簿を出す必要があったので、 まずは初動の段階で行ける人を手 当たり次第に探し、最初に行って もらったのが金子前会長でした。 幸いスケジュールが空いていたよ うです。次に、私自身も4月16日、 17日に行くことにしました。その 後は広く会員さんに声をかけて参 加していただきました。

司会 実際に行かれていかがでし たか。

三木 4月16日が陸前高田の高田 第一中学校、17日が山田町の県 立山田高校でした。陸前高田で相 談が5件、山田町で4件でした。 印象に残った相談では、漁業従事 者の方で、自宅も漁具一式も全部 津波で流れ、家族にも亡くなった 方がおられて、事業用のローンを 抱えどうしようかと悩んでいる方 が親子で相談に来られていまし た。若い男性で、両親が家を建築 し間もなく完成間際に流されて、 両親も行方不明になったが、請負 代金の問題でトラブルになってい るという話もありました。漁業関 係の方が非常に多かったというこ とと、必ず債務が絡んでいたとい うことが印象です。

震災から1カ月余りだったた め、行方不明者がかなり多く、 四十九日の法要を境に心の整理を したいという発言が随所に出てい 3~4カ所の避難所を回りました。 ました。また、法テラスとの関係

があるので、住所と名前を書いて いただくのですが、住所欄でペン がふっと止まる。家がないのですが どこを書いたらいいですかとおっ しゃります。それも非常に印象に 残っています。

青木 私は、4月20日に釜石市に 行きました。岩手弁護士会の準備 が用意周到で、しかも片道約3時 間の道を毎日だれかが運転をして いただける体制に非常に驚き、被 災地に対する支援への岩手弁護士 会全体の並々ならぬ思いが感じら れました。また、充実したマニュ アルや資料を整えておられ、安心 して相談に行けました。

釜石市は、工場や漁港、商店街 が海辺に集中している町で、そこ が津波で集中的にやられました。 一方で、釜石駅から上は津波が来 ていないので、落差も大きく、今 回の被害が本当に津波被害だとい うことを象徴的にあらわすという のが現場での実感でした。

相談場所の釜石小学校には、商 店街の方々が多く避難しており、 他の地域と違って、借地借家の問 題が多くありました。店の貸借の 問題や、借りている駐車場にがれ きがあるけれども駐車場代は払わ ないといけないのかです。また、 居住と店舗が一体になっている人 が多いのに、罹災証明も生活再建 支援法の全壊の認定は「住家」だ けに着目しているため、そういう 人たちの生活再建には中途半端な 制度になっているという矛盾も感 じました。

定期的に避難所を巡回する相

談をこれだけ計画的に行った例 はないと思います。避難所での生 活を見ながら弁護士が相談を行 うことは、被災者の生活を実感し て対応するという意味で非常に 大事だと思いました。一方で、ま だ弁護士に相談をするというイ メージがわかない方々もたくさ んおられて、弁護士から声をかけ てお話を聞くというスタイルを とることも多く、普通の法律相談 とは違った経験になったと思い ます。4月の段階は被災からまだ 1カ月ぐらいですから、物事を解 決するというより、情報を提供し て少し安心してもらうとか、不安 を防ぐというのが相談の役割と して大きかったと思います。

釜石市は比較的行政もしっかり しており、行政情報も比較的手に 入り易いところでしたが、地域に よって自治体が全く機能していな いなど、本当に全然違います。今 回のように多数の自治体がかかわ る震災は初めてですので、行政の 情報を弁護士が調べて、それを相 談者に届けてあげるというのも新 しい震災相談の役割になったと感 じています。

島村 被災地ですから、普段の法 律相談とは違ったことも勉強しな いといけないと思い、日弁連や阪 神大震災の時の本を買い、eラー ニングを聞いて、新聞も一生懸命 切り抜いて、でも分からないこと ばかりでどうしようと、すごく構え て行きました。また、個別の市町 村で情報が違うので、パソコンを 持っていって、その場で検索しな … おりるけれども、家をまた建てた …



がらお答えしようかなと思ってい ました。

陸前高田市の中でも、私たちは、 まだ弁護士の支援が行き渡ってい ない中小の避難所にということ で、中程度のコミュニティセン ターに行きました。住んでいらっ しゃる人が86名で、あとは昼は 自宅ですが夜は怖いから避難所に 帰ってきている人が35名程度い るところでした。四十九日の法要 と重なっており、皆さんお寺とか に行って、中にいる人は本当に2 ~3人ぐらいでした。それでも何 かお困りのことはないですかとお 声をかけたところも、「困ってい ることばっかり」という感じでし た。私たちが座っていると、いろ いろ話をしに来ていただきまし た。ある方は、車両税を払ったばっ かりなのに流されてまた買ったら また払わないといけないのかと いった話や、別の女性は、家族と 家が流されて、生命保険金などが いので相続税を払って残ったお金 で家を建てるのにどうしたらいい かといった、税金に関する相談も あり、税金の知識も要ると思いま した。

その後、先ほどの話にあった岩 手弁護士会のニュースを配りに小 さい避難所を回りました。私も全 然知らなかったのですが、小さい 公民館などに少数の方々が分かれ て住んでおられ、小さい民宿の大 広間にふとんを積んで住んでおら れるという感じでした。大きい避 難所はマスコミも弁護士も行きま すが、小さいところは、支援活動 も行き渡ってないようで、岩手弁 護士会のニュースをお渡ししまし た。大きい避難所は、このニュー スも山積みしてありますが、小さ いところは何もない。お配りして、 ここに電話をかけたら法律相談が できますとお伝えすると、アン ダーラインを引きながら聞かれて いたので、あのニュースには被災 者の方が実際に欲しい情報が入っ



ていると思いました。

法律相談となると、場所も狭く、 特に地域ごと避難されて来ていま すから、債務の問題でも深刻な話 とか相談は難しい。しかし、別に 相談場所を設けるのも難しい。で すから、小さい避難所が取り残さ れます。そこの人をどうしていっ たらいいのかは課題だと思いまし た。食べ物などは小さい避難所で も山積みしてありますが、情報は 温度差があって全然違うと思いま した。

また、無料相談なのですが、「今 日は無料だけど後はお金がかかる んでしょう。」と言われました。 だから、今回、大阪のニュースに も、法テラスの利用なども盛り込 みました。ただ、法テラスは普通 の場合の要件と特に変えていない ようです。避難者の方には要件を 緩和できないのかとも考えました。 司会 入り口から後の解決に至る 方法が課題ですね。

木口 私は、5月13日に役場ごと 流されて被害が大きかった大槌町 に行きました。運動公園の中の弓 すが、下が土のようで、そこに畳 … いる。子どもがいなければもっと を敷いて避難されていると思いま す。間仕切りがなく、200人ぐら いが畳2畳ぐらいの区画に世帯で とに避難されていたようです。自 衛隊の中継基地のようなところ で、お風呂が提供されていました。 大阪市の消防車や大阪府のテント があり、大阪の基地にもなってい たようです。

私が行ったときは日弁連がタク シーを手配しており、私らもそのタ クシーで避難所に送ってもらえると 思っていたんですが、岩手の弁護 士の方2人もわざわざ来てくれて、 せっかくだから車に乗せてもらい 被災地の状況を案内してもらいな がら現地へ行きました。帰りも、我々 は先に引き上げましたが、岩手の 先生方はもう少し様子を見ると 残っておられました。

避難所での相談は、ちょうど義 捐金の申請が始まった時と重な り、幾らもらえるのか、どういう 申請をしたらいいのかという相談 が比較的多かったです。家の新築 工事を発注し工事途中で津波で流 れてしまった、工務店から全額の 請求をされているが全額払わない といけないか、弁護士を頼んで話 をしてほしいという相談がありま した。その方は、近くの避難所か ら今日法律相談があるからと聞い てわざわざ来たとおっしゃってい ました。

避難所の雰囲気は、子どもさん がいたのは救いなのかもしれませ ん。はしゃぐ声が避難している人 道場が避難所で、割と大きいので … の気持ちを和らげて和やかにして … 話もありましたが、現地には通行

重たく辛い雰囲気だったと思いま す。ただ、あの中で何カ月も避難 生活を送るのは、相当しんどいし、 ストレスがたまると思います。

私は、関弁連のQ&Aを来館 相談前に全部読み、大槌町の相談 に行く前にまたもう一回読み直し て行きました。そのほか、大槌町 のホームページを見てこの情報は いるだろうと思って印刷したもの や、新聞記事も持って行きました。 しかし、たまたま一緒になった兵 庫県の若い先生は、インターネッ トを駆使して、しかもプリンター も持っておられ、その場でプリン トアウトして提供しておられまし た。初めから分かっていれば、重 たい紙を持って行かずに済んだん ですが、それはともかく、そうい うものを使いこなせる人が現地に 行くのが一番効率的かなとつくづ く思いました。幸い、受けた質問 には答えることができましたが、 日々情報が変わっていくわけです ね。地区によっても違う。だから、 それをいかに避難者に正確に伝え るのか。そこが私らの年齢になる としんどいところでした。

司会 岩手県は大きいですよね。 盛岡から山地を越えていくわけで しょう。3時間くらいですか。

増市 朝7時か7時半ぐらいの集 合時間で、そこから岩手の先生の 車で2~3時間かけて現地へ行 き、午前11時ぐらいから相談開 始というのが標準的ですね。

司会 宮城ではレンタカーで回る



止め等たくさんあり、借りなくて : か、何が倒れてきているのか分か よかったと思いました。危険はな かったのかな。

木口 岩手の弁護士の方も避難所 に行くのに迷ってましたからね。 大阪の人間がレンタカーを借りて 避難所に行くのは、一面がれきで 目印が何もないので、無理と思い ます。

島村 被災地の近くは大渋滞で ちっとも車が進まない。それで裏 道に入ろうとしたんですが、そう いう道はナビに映らない。だから、 戻ってきました。土地勘のある人 でもそうですから。岩手の先生は 片道約3時間運転し通しで、車は 津波で運ばれてきた埃でドロドロ でした。

三木 僕を2日目に連れていって くれた人が、夕方なかなか迎えに きてくれなかったのですが、途中 で何か釘を踏んでパンクしてい た。修理にえらいお金がかかった みたいで申し訳なかった。

増市 道路に何が落ちているの i た。それでも、地元出身の青木さ ii

りませんからね。

宮城の一斉相談

司会 宮城は、4月29日から5月 1日まで、日弁連の一斉の法律相 談があり、そこに近弁連が参加を しました。約300人の弁護士が参 加して956件の法律相談がありま した。近弁連からは約20人、当 会からは延べ12人に参加いただ きました。

仙台付近の石巻市、松島町、亘 理町、県北の栗原市、登米市が近 弁連の担当でした。直前までばた ばたして、「えいやっ」で決めま した。

こういう支援活動には、現地か らの要請を待って、勝手に行くべ きではないという命題と、自分の 世話は自分でするという命題があ ります。つまり、頼まれたらただ ちに自分で全部手配しないといけ ない。これは大変だなと思いまし



んの助けや、事務局の大森さんや 鬼塚さんの獅子奮迅の頑張りで、 準備できました。また、参加者の 方々に、「待つのもボランティア」 と言いくるめましたので、連絡が 少ない遅いといったことへの不満 は少なかったこともありがたかっ たと思います。最後の最後は弁護 士のスピリットだと思いました。

また、市町村合併の弊害を感じ ました。登米市も栗原市も石巻市 も大合併をして、とても大きな市 になって、まちの重心が分かりに くい。被災時にこれは困ると思い ました。

畑山 初日の登米市は、仙台の北 約60キロにあります。津波被害 の大きかった南三陸町から車で 20~30分くらいの山間部にある 小学校が避難所でした。そこには、 南三陸町の18世帯50人ほどの 方、多くは漁業、特に牡蠣などの 養殖を営んでおられた方が避難さ



れていました。津波で家は全壊し、 漁船も流された方がほとんどでし た。私が訪れた日は、震災から 四十九日目で、昼間は法要に行か れたり、家の状態を見に行かれた 方が多くて、避難所には半数くら いの方しかおられませんでした。

前日に、法律相談の案内はして 頂いていたようですが、我々が法 律相談を呼びかけても、相談に来 られる方はありません。私と、ペ アの中山正隆先生は、待っていて も相談に来られないならこちらの 方から各間仕切りのブースに行っ てお話を聞かせてもらうことにし ました。しかし、それでも、何か 法律相談はありませんかと問い掛 けると、相談することなど無い、 とつれない返事をされます。そこ で、被害の様子を伺いたいのです が、とお尋ねすると、それならば と話をしてくださいます。そうし て、被害の実情を話す中で、家屋 が全壊したけれど住宅ローンはど うなるのか、権利書が流されたけ れど家の権利を失ってしまうのか、 固定資産税の納付期限が来るけれ ども納付するのかなどについての 法律相談になっていきました。

2日目の石巻市内の避難所は、 近隣の方で、津波で自宅が床上浸 水して生活できないため避難所か ら通勤しているという方が多かっ たように思います。訪れた避難所 には約200名の方が避難されてい ました。私が訪れた時間帯は、若 い方は出かけており、お年寄りが ほとんどでした。

付近には借家が多いようで、津した。

波で借家の床上まで浸水したけれ ども借家人に罹災証明がおりるの か、浸水による被害の修繕を家主 に頼んだけれども借家契約に借主 の修繕義務の特約があり、家主は 修繕に応じないが、津波被害の場 合もこの特約は有効なのか、借家 人が家主に修繕を求めても家主自 身も被災しており、借家人が自分 で修繕するなら使わせるがその気 がないなら出ていってくれと言わ れている、といった相談がありま した。

3日目に訪れた亘理町は、仙台 の南30キロほどの太平洋沿いの 農業地域です。太平洋に面した南 北に拡がる平地にイチゴ栽培の農 家が広がっていたそうですが、津 波が海から数キロ西の山沿いまで 押しよせて、イチゴ畑と農家は全 滅してしまいました。避難所の体 育館には450人ほどが避難されて おり、ほぼ農業従事者のようでし た。しかし、法律相談の内容は一 般の相談がほとんどでした。

例えば、息子が震災直前に離婚 して子どもの養育費の額を決めた が、津波で自宅が被害を受けて避 難所から仕事に通っている状況で も、決めた額で支払いをしなけれ ばならないのか、農機具を購入し、 納期は5月となっていたところ機 械屋が早く手に入ったため2月に 納入してきたが、使用するのは8 月であるため全く使わずに置いて いたところ津波で全く使えなく なった、それでも代金を払う義務 があるのか、という相談がありま

また、80代の女性は、長女と 長男と孫の4人で、それぞれの収 入を合わせて月24~25万円で 生活していたところ、長女が津波 で亡くなり、ようやく歯形で遺体 がわかった。その長女の収入が比 較的多いことから、津波で筆頭の 収入源を失ったとみて、世帯主が 津波で死亡したとして弔慰金を受 け取れないかという相談をされま した。また、この長女の勤めてい た工場は労災に入ってないことを 理由に、社長から労災はおりない と言われたけれどもどうなのか、 さらに長女が加入していた生命保 険がおりるのか、どこに問い合わ せるのか、という相談もされまし た。高齢で方言もあるので、相談 内容を十分聞き取れたか不安です し、私の回答を理解されたのかも 不安でした。そこで、長男さんに 今日のことをお話しして長男さん から仙台弁護士会にご相談してく ださいと言って、仙台弁護士会 ニュースをお渡ししました。

このように、被災地は一律では なく被害規模や産業によって被災 地ごとに法律相談の内容に違いが





あるように思います。また、昼間 : 司会 昼間は、洗濯や家の片づけ の法律相談だけでよいのか、夜間 の相談が必要なのか、巡回相談を 続けるのかなど、被災地ないしは 避難所ごとのニーズを考えないと いけないと思います。

司会 四十九日の法要が連休の初 日か2日目ぐらいにありました し、亘理町では人気歌手のコン サートにみんな行ってしまいまし た。法律相談も大切ですが娯楽も 大事ですから、仕方がないですね。 夜間の相談の案もよく出ますが、 難しいのでしょうかね。

木口 岩手は19時までの予定でし たが、17時ぐらいに食事が始まる。 避難物資が置いてあったテーブル をお借りして相談をやっていたの で、食事が始まるとその机が必要 になり、撤去して帰ってきました。 それと、夜は避難所へ行くにも真っ 暗なので、我々が少し足元が危な いという気はします。

司会 避難所のほうも、防犯等の 観点から余り好まれないとも聞い ていて、難しさを覚えました。

青木 釜石市は19時までの予定 でしたが、食事を摂る場所とは別 のところに相談スペースがあった こともあり、むしろ17時以降に 相談が増えました。捜索や自宅の 整理、仕事などから帰ってきた人 が相談に来られました。19時、 20時台ころまでであればまだ防 犯上の問題もないので、効果的だ と思います。それから盛岡に帰る と23時ぐらいにはなります。本 当は被災地に泊まれればもっとい いのでしょうけれども。

や仕事もありますから。

結城 初日は、松島町の品井沼の 環境改善センター、2日目が石巻 市の牡鹿総合支所、3日目が亘理 の亘理中学校でした。初日と3 日目は、髙橋先生と同じチーム でした。

2日目の牡鹿は、役場の支所で もともと避難場所としては考えら れてなくて、避難世帯が10数世 帯ぐらいでした。来られていた現 地の弁護士の方が、近所に何カ所 か避難所があるのでということ で、都合4人の弁護士が2カ所に 「出張」しました。

支所で相談をしているとき、ビ ラを配っていますと、相談ブース ではなくその場でおもむろに話を 始めたりするのですね。牡鹿で民 宿とワカメ漁をやっていたが、自 宅も民宿も、ワカメを乾燥させる 道具も一式流された。唯一、船は 夫が急いで沖に出したため、次の 日に無事に戻ってきている。民宿 は、現地が壊滅状態ですし、再建 するお金がなく、年々お客さんも 減っていたので、たたむつもりだ が、ワカメ漁再開のために養殖用 の道具等を買い直さなければいけ ないが、そういう事業用の融資を 受けることができるのか、自分も 夫もかなりの年なので難しいので はないかと悩まれていました。自 宅は比較的低地にあり、今後の津 波の心配もあるものの、そこに住 まざるを得ないので、再築せざる を得ないが、当面は、コンテナを



うに改造して、住まいにしようと 思っているとのことでした。仮設 住宅に入りたいが、建てる土地も なく期待はできないと話していま した。

近所の避難所は公民館や老人憩 いの家で30~40世帯ぐらいずつ 避難されていました。私は隣の集 落の老人憩いの家に行きました。 弁護士の相談の話は事前に全く告 知もしていませんでしたが、行っ て責任者の方に話をすると、相談 はあると思いますと快く受け入れ てくださり、いろいろ説明をして、 幾つか相談を受けました。そうい う集落には、現役で働いていらっ しゃる方は少なく、年金生活です が住宅ローンもほぼ終わってい て、住宅が壊れた後の既存のロー ンの問題はほとんどありませんで した。ただ、家が全くなくなった のは確かですので、再築資金をど うするのかとか、ここにそのまま 住んでいいのかといった質問があ りました。また、地震保険に入っ ていらっしゃる方が比較的多かっ たので、それを再築に使い、それ に支援金で、ぜいたくを言わなけ れば建物は何とか建てられるかも 知人に手配してもらって住めるよ しれないという人が多かったよう

です。もっとも、地震保険も、漁 協や農協の共済とかがいろいろあ り、農協は25%しか出ない、漁協 は50%出る、この格差は何なんだ、 農協の共済について文句を言いた いんですけれどもどうすればいい か、その集落のみんなが怒ってい るという話もありました。

避難者ではなくて、石巻の中心 部から仮設のお風呂か何かを設置 に来ていた福祉団体の人がいたの ですが、弁護士がもうちょっとい ろいろこういうところに来てくれ たらいいのにとお話していまし た。半島の先端の集落だけではな くて、石巻の中心でも話をしてく れるところがあればいいのにとい う話でした。やっていると思いま すとは言っておいたのですが、法 律相談をしていますという告知が 余り届いてないのかもしれないと 感じました。

司会 石巻は、道路は開通したけ れども、JR仙石線が開通のめど が立たないですね。

結城 牡鹿半島では、道路が陥没 し、修復してもすごく細い道路で、 大型重機を入れにくく、がれきの 撤去もなかなか進まず、復旧がか なり遅れるだろうと思いました。 司会 私と結城さんが一緒に行っ た松島町では、避難所の責任者か ら、共通する相談事項が幾つかあ るので、初めにレクチャーしてく れないかと言われ、私が2つか3 つの点について話して、それで満 足された方もいたようです。一々 相談するのも顔がさしますし、こ の方法もよいと思いました。

次に、青木さんに大阪市の集い についてお願いします。

「集い」に参加する

青木 きっかけは、大阪市社会福 祉協議会のボランティアセンター からの4月17日に避難者の皆さ んの「集い」をするがそのときに 法律相談もできないか、という誘 いを受けて、委員会から4人の弁 護士が参加したことです。考えて みると、来館相談は低調だけれど も、大阪には避難者が何百人とお られる。その方々がどういう生活 をしていて、どんな心配や悩みが あるかは、なかなか把握できなかっ たのですが、「集い」に参加をして、 避難者のお話しされるのを聞いて、 やはり遠く離れた大阪に来て困っ ていることはたくさんあるけれど も、必要な情報や相談先が届いて いないと実感しました。法律相談 は5人ぐらいでした。福島県の方 がたくさん来ておられるので、原 発の問題などの話が多かったで す。また、夫や父だけが被災地に 残り生業の再建をしようとしてい るが、何か使える制度はないかと いう相談もありました。参加して みて、今までの震災相談とは違っ たスタイルも含めてやる必要があ ると問題意識を持ちました。

また、大阪市以外にも、府下に たくさんの避難者が来ておられる ので、委員会で人数などの確認を 始めました。ところが、大阪府は 府下の避難者の所在は把握してい るのであるが、「個人情報保護」 を理由として、氏名・住所はもち 者に必要な情報を提供すること自

ろん、おおよその居住エリアの情 報提供にも難色を示している。

そこで、当委員会で5月の連休 明けにかけて、手分けをして全市 町村に問い合わせをしました。す ると、1,000人以上の避難者が来ら れていることが分かりました。た だ、市町村によっては受け入れた ものの、その後避難者同士の集ま りや相談などを積極的にしていな い地域も多く、弁護士会としては 積極的に「集い」などを呼びかけ て参加していくことにしました。

5月から準備を始め、現在まで、 堺市(6月4日)と、箕面・池田・ 豊中合同の集い(6月11日)に 参加し、さらに大阪市が実施した 2回目の集いにも参加しました(6 月12日)。また、大阪に来ている 避難者は新聞もパソコンもないた め、被災者に必要な情報提供が大 事だということで、避難者向け ニュースの発行や、原発賠償や生 活再建支援法、相続放棄などのレ クチャーをしたりという工夫もし ました。すると、いろいろな法律 相談や必要な情報への要求があ り、特に原発の関係で福島の方の 悩みは深いということも分かって きました。こうして、今後の弁護 土が関わっていく役割が見えてき ているというのが経過です。

府下の自治体も、これだけの避 難者を受け入れたことが初めてで すから、どうフォローすべきかよ く分かりません。また、弁護士の 法律相談というと、トラブルの相 談というイメージが強くて、被災



されていることを解消するのも弁 護士の役割であると理解してもら うのに苦労します。もっと理解し てもらい、自治体の皆さんと一緒 に行うのが大切だと思います。

司会 実施すると、自治体からも 歓迎されるという理解でいいで すね。

青木 そうですね。自治体や社協 の方に、被災地では今こんなこと が問題になっているんですと言う と、そんなことで困っているのか ということで自治体の人が学習し て、避難者へ伝える必要を理解し てくれます。相続放棄が問題に なっていることも自治体の方は知 らず、ぜひ知らせて欲しいという 話になります。

司会 個人情報保護はなかなか難し いですね。

青木 法律の趣旨を大きく離れ て、過剰反応してますね。避難者 … ろなところに情報を載せて、弁護 … だいると思いました。 の個々の名前や住所の名簿をく れと言っているわけではなく、大 体の居住場所とどの程度の人数 が、どこから来ているか、という こと、あるいは避難者同士のつな がりが孤立を防ぐのに本当に大 切なので、そのために同意を得て 名簿作成などをしてはどうか、そ の支援を自治体にして欲しいと いうのですが、なかなか難しい状 況です。

司会 そうですね。

青木 日弁連でも県外避難者の情 報の共有をはかるべきであるとの 意見書を出しましたが(6月21 日)、避難者支援にとって、情報

体の価値や、情報から非常に疎外 :: の共有は極めて大事です。先ほど 言ったように、自治体の皆さんが 自ら被災地の情報を収集して避難 者に提供するということができな いので、弁護士会が情報提供を避 難者に発信してきたというこの3 カ月間の経験です。避難者の皆さ んにどう提供しようかを考えて、 避難者向けニュースを作って定期 的に配ったらどうかとか、社協が 作るニュースにも弁護士会のコー ナーを作ってもらったらどうかと いうことで、島村さんにも社協の 人との編集会議に出てもらってい ます。弁護士会ニュースは第3号 まで発行しましたし、社協の ニュースにも弁護士会のコーナー が毎回掲載されています。

> 島村 避難しておられる方は、情 報からも孤立しているので、大阪 弁護士会のニュースを配って情報 を提供しています。また、いろい

士・弁護士会はこういうことをする んだ、トラブルの裁判だけではなく て、申請のことなども弁護士に相談 できるんだ、という情報を発信する ことが重要だと思いました。

司会よいものができましたね。 三木 情報の話ですが、この間の ヒルトンホテル大阪での「集い」 での青木さんの全体の説明は非常 に分かりやすかったと思います。 ただ、その後テーブルに座ってお 話をしてたとき、隣に座った70 代後半の方が「住んでいた借家が 流された」とおっしゃるので、生 活再建支援金の話を向けたら、「何 ですか、それ。」と言われるんです。 これほど情報が流れていて、生活 再建支援金のことも頻繁に新聞に もテレビにも出ているし、弁護士 会も情報を出していても、耳に 入っていない。そこに驚きました。 情報から孤立している人がまだま



司会 一番の被災地が一番情報か !! ら遠いという状況は、今でもあま り変わっていないですね。大阪に 避難している方はパソコンも使え ないわけでしょう。図書館でネッ トにつないで情報を検索できない のかな。

青木 図書館はアクセス制限して いて、ネットは使えないそうです。 司会 そういう情報提供の一部を 弁護士会が担うということ、少な くとも弁護士がお隣さんとのけん かを扱うだけではないということ を分かってもらうためには、この ニュースなどはとても大切ですね。 青木 被災地の小さな市町村の機 能回復が難しいというのが、今回 す。ですから、県外に避難した方 :: わけではないからね。 をしっかり把握して、必要な情報 や助言をする能力が出身市町村 に戻らない。それを受け入れた大 阪の市町村の人たちに代替する 意識もない。また、大阪には各被 災県の県事務所がありますが、大 阪の事務所が西日本一帯をカ バーするので、大阪にいる 1,000 人以上の避難者にきめ細やかに 対応することも難しい。新聞も とっていない。テレビしかない。 このインターネット時代にそれ だけ情報から阻害されるのかな と思いますね。

司会 テレビの情報はインパクト はあるけれども、きめ細やかで、 の大震災の最大の特徴の一つで !! とっておいて役に立つ情報を流す !!

青木 相談担当弁護士の報告に「詳 しくは○○(行政機関など)に聞 いて下さい」という回答をしたも のがありました。震災相談の場合 はこれは困ります。被災者はそう いう情報へのアクセスが困難です し、自治体自体の機能も弱まって いますから。行政の支援なども調 べて、後からでも連絡するという ことが必要です。

木口 その関連ですが、相談者の 連絡先はぜひ聞いておいてほしいで すね。後からわかった情報を提供 する必要がある場合もあります。





被災者に近づいていく

三木 相談の中では、弁護士が受 任して処理したほうがいいと思う 相談もあります。それは一応地元 弁護士会を紹介します。ただ、岩 手弁護士会の連絡先を教えても、 連絡するしないは考えたいという 話で終わった人が何人かいます。 基本的に連絡先は盛岡ですから、 車で2時間以上かかる。しかも、 どこまでフォローできるのか、岩 手の弁護士会も大変だなと思いま した。また、これは調停がいいな ということでお勧めした案件があ るけれども、調停の場所はという と、やはり遠い。裁判所はここで すよ、ここで調停の申し立てをし たら、相手も呼び出されてこうな りますよと説明はしたんですが。 その後それでこの人の権利はちゃ んと守れたのだろうかと心配しま した。司法アクセスがこれから大 きな問題になると思いました。

司会 法律相談の次の段階とし て、そこで集められた件を弁護士 その他の法曹がどう解決に導け るかが重要な課題ですね。

青木 被災者の人たちは、被災を受 けていて自ら積極的に解決すると か、どこかに持っていくという力を 一時的に失っています。そういう人 たちを前提にした司法アクセスは、 普段の法律相談とは違った、こちら から出ていくといったことが必要と 思います。その意味では、従来、 弁護士が少ない地域が今回の被災 地の大部分を占める中で、こちら からどう出ていってそのまま拠点

になって受任までできるようなポ イントをつくっていくか。被災県 はそれぞれのアイデアでつくり始 めていますけれども、どこまでフォ ローをしっかりできる体制を組め るかが緊急の課題だと思います。

司会 被災地の弁護士が、各地か ら弁護士が法律相談に来てくれる のはありがたいが、これから2~3 年ぐらい居着いて仕事をしてくれ る人を募集と書いていました。難 しい問題を含みますが、次の段階 としてはそういう問題に大阪も日弁 連も考えていかないといけないで すね。釜石のひまわりは、本当に 海から近い場所で、完全に倒壊し ましたね。頑張っていた事務所が ダメージを受けた中で、新たにそ れを作る取り組みも必要ですね。

三木 岩手では、7月か8月にか なり仮設住宅ができ上がるようで す。仮設に移って、生活が落ち着 いたら次の段階として紛争解決の 問題が本当に発生してくるという 気がしています。それにどう対応 するのか。

大阪では、総合紛争解決セン ターが仙台と岩手へ現地調査に行 き検討しています。仙台は震災 ADRが動き始めているので、そ ちらのほうは良い。岩手弁護士会 は、今までADRを全くしておら ず、人手もないため、現在、総合 紛争解決センターで、受付事務な どを大阪で協力して行ってはどう かということなどを検討していま す。申立書を郵送で受けて、電話 等でできるだけ当事者間の主張の 調整をし、最終的に大阪から現地 に1人が1日行って解決するとい **らスキームで、そこに岩手弁護士** 会にも参加していただきながら、 徐々にノウハウを岩手に残して いってはどうか。

また、原発の問題で大阪にたく さん来られているので、大阪にい る被災者の方は、大阪で対応をお 引き受けすることになるでしょ う。政府に日弁連が声をかけて、 300 人規模で弁護士が調停担当を やる話もあります。そこに大阪か らも加わっていく必要があるとい う気がします。

司会 金子前会長が被災地の弁護 士会にバスをプレゼントしてはど うかと言っていました。移動相談 所か移動調停所として使ってもら う。半歩でも一歩でも、3時間の ところを1時間に近づけるだけで も違うと思います。当会館での法 律相談にもなかなかお越しいただ けないのは、30分でも遠いから ですから。そういう案を幾つかで も実現できたらいいと思います。 青木 宮城の法テラスの3箇所の 臨時拠点事務所は、移動のバス も購入するらしいです。岩手に も福島にもあれば、仮設住宅な どに行って、相談会などができ ますよね。

司会 そうですね。

原発賠償問題への対応

青木 大阪に来ている 1,000 人以 上の避難者は、福島の方が約8割 ですので、今後、東電への賠償請 求の話が具体的になってきます。 今は仮払いの時期ですが、今後は

本請求になってくるので、そうす :: ると被曝や避難の経過とか、その ために費やした費用とか、第1次、 第2次指針で認められているもの、 それに含まれない損害は何か、指 定区域以外から避難された「自主 避難しの方がどうなるか、いろい ろな問題が出てきます。こちらに 2年、3年とおられる方がほとんど でしょうから、賠償請求への関与 が重要になってくると思います。

今、弁護士会でお配りしている のは、新潟・福島県弁護士会で作っ た「被災者被害記録ノート」です。 原発を想定してどういう被害、被 曝の可能性があり、どう逃げてき たかを記録しておくノートです。 非常に関心が高くて、たくさん配 布しています。今後の請求のこと も含めて不安に思っている人たち にとっては、一番大事な支援だと 思っています。今後は、そういう 賠償請求手続についても法的に支 えないといけないと思います。

木口 大阪には福島県からの避難 者の方が多いですね。一番深刻な のは原発の問題で、多分戻れるの は一番遅れると思います。大阪市 の集いで私がついたテーブルがい わき市でした。避難地区に指定さ れていないんですが、妊婦の方や 小さいお子さんもいらっしゃいま した。両親は仕事の関係でどうし てもいわきを離れられないが、幼 稚園の子どもさんが心配だから、 おばあちゃんが連れて大阪に避難 されているということでした。こ んな費用は請求できるかとのこと

をお話ししました。将来、大阪に 避難している方の相談に乗って本 請求していく、あるいは仮払いか ら漏れたが請求する時期が必ず来 ます。そのときに我々が弁護団か 何かでやっていく必要はある。今 後力を発揮できる場面があると思 います。

青木 福島の方は、放射能から離 れて、なるべく遠くに行きたいと いうのがあるんですね。

木口 京都や兵庫もやはり福島の 人が多いですか。

青木 みたいですよ。

司会 もともと京都が福島県の方 を受け入れるはずだったのでは? 青木 割り付けはしたものの、その とおりにいってないみたいです。

三木 逃れたいという心理が、東 京を越えて関西に来るんですね。

青木 弁護士会が、東電の基準にあ わせるのではなく、法的な視点で、 あくまでも被害の「賠償」として、 被災者の救済のために取り組むと いう立場で、受け皿を作れるかど うかがかかっています。

司会 単に東電の指示に従ってや るのではなくて、賠償請求という 視点を構築するということですね。 青木 賠償請求手続を支援するレ ベルでは、法テラスが使えるか はっきりしませんね。本格的な項 目ごとの賠償請求をするには、ヒ アリングだけでも何時間も使う ので、手弁当でできる範囲を超え ると思います。その費用の手当 は、本人負担させられないとすれ ば、弁護士会がするのか、法テラ でしたので、被災者ノートのこと … スで民事扶助として出していく … 解決できる問題は少ない気がしま

のかという問題もあるでしょう。 司会 先日の災害復興の全体委員 会で、大阪がやることを絞り込む べきという意見が出ていました。 法律相談も初期の現地が手いっぱ いの時期には我々がやるべきこと でしたが、今は地元や東京の方々 もしている中で、我々が何をやるの かを考えなければいけない。

他業種と連携して相談

畑山 私が行った登米市の避難所 で、家族に高齢のおじいちゃんが おられる婦人の相談ですが、その おじいちゃんは、日常的に酸素吸 入しながら生活していたのです が、避難中に病状が悪化して現在 は入院しているとのことです。と ころが、病院からは、症状が安定 したら出ていってくれと言われて いる。でも避難所には連れてこら れず、介護施設を探しているが地 元の介護施設は満杯で職員も全然 足らない。遠方に老人を連れて行 くのは大変で、どうしたらいいで すかという相談を受けました。

高齢で介護が必要な方は被災地 にたくさんいらっしゃると思いま すが、その介護にまつわる問題は、 法律相談の形ではなかなかお答え できない。弁護士だけでアドバイ スできる問題は良いのですが、法 律問題だけでなく介護やそのほか のことと合わせて解決しなきゃい けない問題について、今後、弁護 士会としてどの程度のことができ るのかなと思った次第です。被災 者の相談内容は、単純に法律論で



す。心理的なケアも含めて、他業 種と連携を組みながらできないか なと考えました。

司会 沿岸部の被災地にはご高齢 の方も多いですね。青木さんが言っ たように、本来行政が果たす役割 を、行政が機能できないという面 もありますから。何ができるかを 考える必要があるんでしょうね。

木口 他業種との連携は今後必要 で、多分大阪はそれがないですね。 阪神・淡路まちづくり支援機構と いうのがあり大阪弁護士会もその メンバーですが、あまりうまく機 能できていない。本来一番いいの は、ワンストップで税金の相談も できる、心のケアの相談も病気の 相談も労働・就労の相談もできる、 今後そういうセットの相談会がで きればいいでしょうが、なかなか そのパイプがない。各委員会の先 生方でパイプは持っているけれど も、弁護士会で結集できていない。 その組織づくりが必要なのかな と。青木さんは、大阪市とパイプ を持っていらっしゃりますが、こ れは今まで青木さんがずっと関 わってやってこられた実績ですよ ね。そういう方に支援委員会に 入ってもらって、そのパイプでい ろいろな職種を集めていくしかな いと思います。そうすることで、 行政に出向いて、ワンストップで 大阪や近畿に避難してきている方 を対象にした相談をしないといけ ないと思います。

また、現在、各市町村でいろい ろな取り組みが始まっています かをやる。別にマスコミの受けを 狙っているわけではないですが、 そういうことでニュースに取り上 げられます。それが被災者の方に 伝わり、こんなことをしているの かということにもなります。

司会 被災地のニーズは地域ごと に全然違います。例えば家屋の被 災の認定の問題も、全部流された 村は全戸全壊ですからニーズは全 くない。一方で、人間の胸ぐらい まで浸水があった地域ではそうい う問題がある。これからは、法律 相談も、きめ細やかな対応や連携 も考えていく必要がありますしね。

罹災証明について

畑山 私は、亘理町の罹災証明の 申請書をもらってきました。裏面に、 自分で申告するための指標が書い てあります。1階天井まで浸水する と全壊、床上浸水1メートルプラ ス建物内にがれき流入があれば大 規模半壊、1メートルに満たない場 合や建物内にがれきが入っていな いと半壊となっています。しかし内 閣府の平成13年通達(「災害の被 害認定基準について」)を見ると、 トータル床面積の5割を超えると 大規模半壊ですので、浸水が1メー トルに達してなくても、1階がほと んど使えない、トイレは使えない、 台所も全然だめだという場合は、 大規模半壊ないしは全壊となるは ずです。市や町は、建物ごとに詳 細に判断できないので、建物の外 側からの判断で、浸水の高さをは かって、60センチだからだめ、1メー が、大阪府と近畿地区で一斉に何 トルを超えたら大規模半壊として

いるようです。

相談者から話を聞くと、市の職 員は家の中に入らないようです。 家に入ると認定が紛糾するので、 家の中には入らない取扱いのよう です。相談者には、認定を上げて もらうために、家の中を見てくれ と何回も市の職員に言ったけれど も、「中は見ないと言われた」との ことです。その結果、実際は、大 規模半壊や全壊に近いものが半壊に 落とされており、そういう取扱いに よる潜在的な被害者というか、市が そう判断したからそんなものかな、 と仕方ないとあきらめて泣き寝入り をしている方が多くいらっしゃると 思います。

青木 実際に弁護士が受けて助言 して再度の認定を申し入れると、 市町村によっては柔軟に認定も変 わったりしているみたいです。

司会 行政も手が回っていません から、我々が手助けをすることで、 比較的容易に結論が得られるもの もあるし、容易じゃなくても結論 が変わるものがあると思います。

青木 専門家の認定の調査チーム を作って、そのチームが被災地の 一部には行っているようですが、 多くは素人である市の職員が行っ ているようです。そういう専門家 は必要でしょうね。

司会 被災地では、そういう動き はまだ具体化していないですか。 青木 関西から応援に行っている 市町村ではできているけれども、 ごく一部でしょう。神戸市が南三 陸町かどこかに支援に入ったとい うニュースは聞きました。やっぱ

り生活再建支援法ができたので、 罹災証明の意味は、大きいですよ ね。それまでは義捐金か、仮設へ の入居の条件の意味であったもの が、最大で300万円の支援支給金 の有無の要件になるので、その認 定をめぐってシビアになるのは当 然ですよね。

結城 罹災証明の全壊、半壊の話 ですが、早くしないと撤去されて しまいますから、後から不服を言 うことを考えると、写真を撮るな ど、資料を残しておく必要があり ますね。浸水だけの地域では、つ ぶして建て直すか、修理して住む かで悩んでいる人が結構いるよう です。自分で壊すと費用がかかる ので、行政がつぶすのであれば一 気につぶしてもらおうと。ただ、 罹災証明のための資料を集めるこ とまで頭が回らない。目の前の今 すぐ住む家をどうするかに手いっ ぱいというところがあります。

司会 今後のために証拠をうまく 残すコツなどをアドバイスする必 要がありますね。

結城 現地の復旧のために、壊す べきものは早めに壊すことも必要 でしょう。すると早めに資料を残 しておかないと、後々紛争が長引 くということもあるでしょう。

司会 弁護士が説明すれば、それ ほど手間がかからずに皆さんで きますよね。そういう広報も考え るべきでしょうね。

結城 昼間、家に片づけに行った りしたときにでも記録をとってお くように注意を促してもいいので はと思います。

被災者の「声」を聴く

島村 大阪に避難している方にこ れからどんな情報を提供するかで すが、岩手弁護士会でも、ニュー スに何を載せるかというのは結構 悩んでおられるそうです。避難さ れている方のお話を直接お聞きす ると、「ああ、そういうことが問題 になるんだなあ」と気付きます。 避難されている方と意見交換のよ うな集まりを持って、いろいろな 意見をもらって、それで必要とさ れている情報を提供し続けていく 必要があると思いました。

司会 集いでは、アンケートをし ましたか。

青木 はい。回答がぼちぼち返っ てきています。その中に今欲しい 情報も書いてきてくれています。 今後の見通しのきかない不安な気 持ちも書かれています。今後は、 府下の避難者の方にアンケートを とるのもいいかと思います。

司会 その場でなくて、持って 帰って書いてもらうんですね。

青木 また、避難者同士のつなが りをつけて、その皆さんに集まっ ていただいてお話を聞くといろい ろな要望が出てくるでしょうね。

司会 大阪府下でも市内でもね。

青木 マスコミでも取り上げられ るとても活動的な女性など、何人 か核になってくれそうな方々がい るので、そういう人たちを中心に 避難者同士のつながりを作っても らって、そこに我々も必要な支援 情報を伝えたり、遠隔地特有の ニーズを掘り起こすということが :: 増市 4月11日から30日まで、

大事ですね。

司会 そうですね。

弁護士の「志」

青木 さかのぼりますが、宮城県 での一斉法律相談の前、先に岩手に 行った人が宮城の派遣の準備のた め、経験と必要な資料などを伝授す るために即座に集まってくれまし た。あれは非常に助かりました。

司会 情報は本当に助かった。ま た、バックアップ体制(わから ないことを調べてもらう体制) も作ってくれて、助かりました。 我々もそれを引き続きやってく れる人に残す必要がありますね。 木口 今回、弁護士は、やっぱり志 を持っている人が多いとすごく思 いました。あれだけの人数が、ぱっ と、しかも丁重に断らんとあかん

青木 大変だったみたいですよ、 何で私は行けないのかと。

ぐらい集まってね。

木口 私は、岩手の最初のほうの 枠だったんですが、1泊しか行け なかったのですが、連泊で行ける 人を優先しますから先生おりてく ださいと言われ、日を変えました。 若手の人でも何かやろうと思う人 がいるのはられしかったです。

畑山 岩手の募集では100名ぐら いが申し込まれたんですよね。私 が最初募集の知らせが来たとき に、ほとんどの日はすでに要員が 決まっていて、空いている日は僅 かしかないことに驚きました。

司会 事務所を挙げて行こうとい う方々もいてくださりました。



20日間全部に、事務所から誰か : レーションがあったことはよかっ :: を出すと言っていただいた事務所 もありました。

三木 実は助かったんです。金子 前会長が行った後、次に僕が行く までの間、その事務所の2人に 行ってもらいました。

司会 宮城県行きの直前の準備の 会には、岩手から帰ったばかりで 着替えもしてない人が飛んで来て くれましたね。

三木 手を挙げていただいて行っ ていただけなかった方々にも、本 当に感謝しています。

増市 日弁連で聞いた話ですが、 声がかからなかった会から、もう 行く機会もないのかと。被災地な どからの支援要請がない以上は 行けないと説明しても納得しな いと、そんな話もありました。全 国に支援したいという声があふ れています。近畿が行けたという ことは得がたい体験ができたと 思います。

司会 直前に災害復興支援委員会 を事実上作っていたことは、本当 によかった。いろいろ不手際はあ りましたが、一応の備え、シミュ



たと思います。

ただ、これからだんだん恒久的 なものになっていくときに、今ま でと違う、また難しい形での支援、 活動を続けていけるかに、真価が 問われると思います。

これからの取り組み

青木 全国全ての都道府県に、避 難者がいるというかつてない状況 です。被災三県の避難所生活をさ れている方は、2万2000人余り ですが、全国には4万人以上の避 難者がおられます。むしろ被災地 以外のほうが多い状況になってい ます。これからは自分の足元を見 つめる必要があります。派手な活 動ではないですが、とても重要で すね。

司会 もちろん被災地の現状を見 てほしいですが、むしろ地元の方 のための活動を続けていく必要が あるという意味ですね。

青木 また、一般的な法律相談の ほか、先ほどもお話があったよう な高齢者・障害者、消費者被害な どの専門的な相談の手当は、全国 的な支援が必要と思います。仮設 がいっぱいできると、そこに高齢 者・障害者の方が比較的多く入り ます。そこに相談に行く福祉的な 拠点もできるのですが、そこに弁 護士も一緒に勤務するといったこ とも考えています。宮城県は自分 でできるけれども、岩手、福島は しんどいので、日弁連の高齢者・ 障害者から行こうかという話もし ていますが、まだ固まっていませ ん。それはいろいろな分野でこれ から起きてくるかもしれません。 阪神淡路大震災のときは、弁護士 会ではなくてボランタリーな支援 で、私も仮設住宅にいっぱい行き ましたけれども、任意の団体でし た。今は弁護士会に当時とは比べ ものにならないぐらい人がいて、 専門性も高くなっており、やれる 可能性が高いと思います。

司会 では、三木委員長から終わ りのご挨拶を。

三木 今日はどうもありがとうご ざいました。震災から今日に至る までのいろいろな相談の状況を改 めてお話しいただきました。今日 のお話の中で、今後どういう活動 をしていくかも含めて、いろいろ な課題も浮かんできたと思いま す。この委員会としても今後その 課題に取り組んでいきたいと思い ます。皆さんもよろしくお願いい たします。かなり長期の活動にな るかと思いますので、疲れない、 忘れない長期の活動、そういう視 点で今後取り組んでいけたらなと 思います。

それから、将来、当会が被災す ることもあるかもしれませんの で、そういう備えもこれから必要 と思います。今回の被災地の岩 手、仙台、福島の弁護士会の活動 等は、将来的な意味では非常に大 きな参考になると思います。今後 ともご協力をよろしくお願いい たします。